

魚津市告示第47号

魚津市養育支援訪問事業実施要綱の一部改正について
魚津市養育支援訪問事業実施要綱（平成21年魚津市告示第105号）の一部
を次のように改正する。

令和8年3月26日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前																									
<p>第1条-第4条 (略)</p> <p>(訪問支援)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 訪問支援者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の6に規定する研修を受講した者で、次の表の左欄に掲げる<u>もの</u>とし、同表の右欄に掲げる支援を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="141 451 1099 571"> <tr> <td>保健師、助産師、 看護師、保育士、 児童指導員等</td> <td>育児相談・支援、養育者に対する身体的かつ精神的 不調状態に対する相談・支援、栄養指導及び児童の 自立に向けた養育相談及び支援</td> </tr> </table> <p>3 訪問支援者は、次に掲げる支援内容を行うものとする。</p> <p>(1) <u>妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談及び支援</u></p> <p>(2) <u>出産後概ね1年程度の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談及び支援</u></p> <p>(3) <u>不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談及び支援</u></p> <p>(4) <u>児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭復帰が適切に行われるための相談及び支援</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める相談及び支援</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>	保健師、助産師、 看護師、保育士、 児童指導員等	育児相談・支援、養育者に対する身体的かつ精神的 不調状態に対する相談・支援、栄養指導及び児童の 自立に向けた養育相談及び支援	<p>第1条-第4条 (略)</p> <p>(訪問支援)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 訪問支援者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「<u>省令</u>」という。）第1条の6に規定する研修を受講した者で、次の表の左欄に掲げる者とし、<u>それぞれ同表の右欄に掲げる支援を行うものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 451 2107 687"> <tr> <td>保健師、助産師、 看護師、保育士、 児童指導員等</td> <td>育児相談・支援、養育者に対する身体的かつ精神的 不調状態に対する相談・支援、栄養指導及び児童の 自立に向けた養育相談及び支援（以下「<u>専門的相談支援</u>」という。）</td> </tr> <tr> <td>子育て相談者、へ ルパー等</td> <td>簡単な家事等の援助及び育児に関する援助（以下「<u>育児・家事援助</u>」という。）</td> </tr> </table> <p>3 訪問支援者は、<u>原則、次の表の左欄に掲げる対象者の類型に応じ、同表の右欄に掲げる支援を行うものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 770 2107 1102"> <thead> <tr> <th rowspan="2">類型</th> <th colspan="4">支援</th> </tr> <tr> <th>内容</th> <th>期間</th> <th>時間</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>積極的な支援が必要と認められる乳児家庭等</u></td> <td><u>主に専門的相談支援</u></td> <td><u>概ね3月</u></td> <td><u>8時30分から17時30分まで</u></td> <td><u>次に掲げる要件を全て満たすこと。 ・1日1回（1回2時間以内） ・週3回まで</u></td> </tr> <tr> <td><u>不適切な養育状態にある家庭等</u></td> <td><u>専門的な相談支援及び育児・家事援助</u></td> <td><u>概ね6月</u></td> <td><u>分まで</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 <u>市長は、省令第19条の2に規定する者に事業の一部を委託することができるものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により事業の一部を委託した場合、その者（以下「委託先」という。）に対して、この事業を適切に実施するための必要な情報を提供するものとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、委託先の事業の実施状況を把握するとともに、委託先に対する指導等を行い、適切な事業運営を確保しなければならない。</u></p>	保健師、助産師、 看護師、保育士、 児童指導員等	育児相談・支援、養育者に対する身体的かつ精神的 不調状態に対する相談・支援、栄養指導及び児童の 自立に向けた養育相談及び支援（以下「 <u>専門的相談支援</u> 」という。）	子育て相談者、へ ルパー等	簡単な家事等の援助及び育児に関する援助（以下「 <u>育児・家事援助</u> 」という。）	類型	支援				内容	期間	時間	回数	<u>積極的な支援が必要と認められる乳児家庭等</u>	<u>主に専門的相談支援</u>	<u>概ね3月</u>	<u>8時30分から17時30分まで</u>	<u>次に掲げる要件を全て満たすこと。 ・1日1回（1回2時間以内） ・週3回まで</u>	<u>不適切な養育状態にある家庭等</u>	<u>専門的な相談支援及び育児・家事援助</u>	<u>概ね6月</u>	<u>分まで</u>	
保健師、助産師、 看護師、保育士、 児童指導員等	育児相談・支援、養育者に対する身体的かつ精神的 不調状態に対する相談・支援、栄養指導及び児童の 自立に向けた養育相談及び支援																									
保健師、助産師、 看護師、保育士、 児童指導員等	育児相談・支援、養育者に対する身体的かつ精神的 不調状態に対する相談・支援、栄養指導及び児童の 自立に向けた養育相談及び支援（以下「 <u>専門的相談支援</u> 」という。）																									
子育て相談者、へ ルパー等	簡単な家事等の援助及び育児に関する援助（以下「 <u>育児・家事援助</u> 」という。）																									
類型	支援																									
	内容	期間	時間	回数																						
<u>積極的な支援が必要と認められる乳児家庭等</u>	<u>主に専門的相談支援</u>	<u>概ね3月</u>	<u>8時30分から17時30分まで</u>	<u>次に掲げる要件を全て満たすこと。 ・1日1回（1回2時間以内） ・週3回まで</u>																						
<u>不適切な養育状態にある家庭等</u>	<u>専門的な相談支援及び育児・家事援助</u>	<u>概ね6月</u>	<u>分まで</u>																							

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。